

地方自治法施行令等の一部を改正する政令概要

1. 改正理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）のうち平成 30 年 4 月 1 日施行分の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等の関係政令について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

（1）地方自治法施行令関係

① 決算不認定関係（第 5 条）

改正法により、決算不認定の場合における地方公共団体の長から議会への報告規定が創設された（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 7 項）。

これとの並びをとて、廃置分合により消滅した普通地方公共団体の長又はその職務代理者であった者が行った決算が不認定となった場合についても、同様の報告規定を創設する。

あわせて、監査委員審査における意見の決定について、監査委員の合議によるものとする旨の規定を追加する。

② 監査専門委員の共同設置関係（第 174 条の 24）

改正法により、監査委員に監査専門委員を置くことが可能とされ（地方自治法第 200 条の 2）、監査専門委員は共同設置することも可能とされた（地方自治法第 252 条の 7、第 252 条の 13）。

これに伴い、議会事務局等について委員会等を共同設置する場合の規定を準用している地方自治法施行令第 174 条の 24 において、監査専門委員を共同設置する場合の規定を追加する。

（2）地方自治法施行規程関係

改正法により、監査専門委員の服務、懲戒等に関する規定を準用することとされた（地方自治法附則第 9 条第 2 項）。

これに伴い、地方自治法施行規程（昭和 22 年政令第 19 号）において、監査専門委員の服務、懲戒等について、専門委員の服務、懲戒等に関する規定との並びをとて、所要の規定を整備する。

（3）市町村の合併の特例に関する法律施行令関係（第 48 条）

合併特例区が解散した場合に合併特例区の長であった者又はその職務代理者が行った決算について、監査委員審査における意見の決定は監査委員の合議によるものとする旨の規定を追加する。

(4) 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令関係（第20条）
改正法により、決算不認定の場合における地方公共団体の長から議会への報告規定が創設された（地方自治法第233条第7項）。

これとの並びをとて、特別区の設置により従来特別区の地域が属していた市町村の長であった者が行った決算が不認定となった場合についても、同様の報告規定を創設する。

あわせて、監査委員審査における意見の決定について、監査委員の合議によるものとする旨の規定を追加する。

※ 上記の改正のほか、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

平成30年4月1日。